

議 案 第 25 号

摂津市消防団条例の一部を改正する条例制定の件

摂津市消防団条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月21日提出

摂津市長 森 山 一 正

提案理由

消防団員の出勤に係る費用弁償を廃止し、出勤報酬を創設するとともに、勤務実績のない消防団員に年額報酬を支給しないこととするため、本条例を制定するものである。

摂津市消防団条例の一部を改正する条例

摂津市消防団条例（平成20年摂津市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第8条ただし書中「その他」を「又は地震等」に改める。

第13条第1項及び第2項を削り、同条第3項を同条とし、同条を第15条とし、同条の次に次の1条を加える。

（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第12条の見出しを「（年額報酬）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「報酬の年額」を「年額報酬は、年度ごとにおける報酬とし、その額」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「前項の報酬」を「年額報酬」に改め、同項ただし書中「報酬」を「年額報酬」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「報酬」を「年額報酬」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「報酬」を「年額報酬」に改め、同項を同条第4項とし、同条に次の1項を加える。

5 前各項の規定にかかわらず、支給対象期間内において勤務実績のない消防団員には、年額報酬を支給しない。ただし、機能別消防団員については、この限りでない。

第12条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

（出勤報酬）

第14条 次の各号に掲げる消防団員には、出勤報酬を支給するものとし、その額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 水火災又は地震等の災害の現場に出動し、その職務に従事した消防団員 1日につき8,000円
  - (2) 水火災又は地震等の災害の警戒のため出動し、その職務に従事した消防団員 1日につき3,500円
  - (3) 訓練に参加した消防団員 1日につき3,500円
  - (4) その他市長が必要と認める職務に従事した消防団員 1日につき3,500円
- 第11条の2の次に次の1条を加える。

(報酬の種類)

第12条 消防団員に支給する報酬の種類は、年額報酬及び出動報酬とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。